

電気通信大学 平成16年度シラバス

授業科目名	企業活動と法		
英文授業科目名	Corporation Law		
開講年度	2004年度	開講年次	3年次
開講学期	6学期	開講コース・課程	昼間コース
授業の方法		単位数	2
科目区分	専門科目-専門共通科目-選択科目		
開講学科・専攻	人間コミュニケーション学科		
担当教官名	森脇 祥弘		
居室			

公開E-Mail	授業関連Webページ

【主題および達成目標】
<p>取引に関する法制度一般、更には法一般に関する基本事項や用語法にも適宜触れつつ、企業活動を規律する法制度の基本的な仕組み・考え方を紹介して行く。</p> <p>後半では、企業活動の主要な担い手である会社、とりわけその中でも中心的地位を占める株式会社に関する法制度の概要を紹介して行くとともに、実際にビジネスの現場で発生する様々な問題・争いがなぜ発生し、法によってどのように取り扱われるのかについて大まかなイメージを持てるように、可能な限り具体的事例の検討も行っていきたい。</p>

【前もって履修しておくべき科目】
なし

【前もって履修しておくことが望ましい科目】
法学

【教科書等】
近藤光男編「現代商法入門」（有斐閣アルマBasic）、六法適宜レジュメを配布する。

【授業内容とその進め方】

- 1) 企業とその活動の担い手
 - 2) 企業活動の特質とその法的規律の特色・目的
 - 3) 会社の特質とその利害関係人
 - 4) 株式会社の特質と株主の地位
 - 5) 会社機関の機関構造とその分化
 - 6) 会社経営の監督・会社経営者の責任
 - 7) 会社の資金調達と資本市場の法的規律
 - 8)ベンチャービジネスと会社法
- 可能な限り具体的事例の検討も織り込んで行きたい。
トピックの検討等による若干の変更があり得る。

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

成績評価方法 筆記試験の結果(90%)を基に、出席など平常点(10%)を加味して評価する。

評価基準

- 1) 取引活動における担い手、それらを規律する基本的な法制度を理解すること。
- 2) 特に取引一般を規律する法規範と企業活動を規律する法規範の相違点とその相違を生じさせる理由・考え方を理解すること。
- 3) 会社を巡る各利害関係者の利害関心とその対立の内容を理解し、その観点から株式会社制度の基本的な仕組みを把握すること。
- 4) 特に会社経営者の監督と責任についての問題の所在と、制度の概要を理解すること。

【オフィスアワー：授業相談】

適宜相談に応じるが、講義前後にアポイントを取ること。

【学生へのメッセージ】

実社会で当面して行くであろう様々な課題に対処するために、企業活動を規律する法制度の基本的な仕組み・考え方を理解しておくことは不可欠となる。変動も大きい法分野ではあるが、必要に応じてその時点の法令の内容の調査理解が出来るようにするためにも、実務に入る前に現行法の大枠と考え方を理解しておくことは重要である。真剣な受講が望まれる。

【その他】